

政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和4年11月18日(金) 13:50~14:01

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

座長 田中 徳一郎

委員 藤代 ゆうや、新堀 史明、田中 信次、栄居 学、脇 礼子、
谷口 かずふみ、君嶋 ちか子、京島 けいこ

(2) 議会局出席者

局長 浦邊 哲、副局長兼総務課長 高瀬 正明、
管理担当課長兼総務課副課長 佐藤 徹、経理課長 奥澤 陽一、
議事課長 井上 実、政策調査課長 大河原 邦治

4 議題

政務活動費のあり方の検討について

5 会議記録

(田中(徳)座長)

ただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

本日の議題は、お手元の会議次第のとおり、「政務活動費のあり方の検討について」であります。

前回に引き続き、本日は、「政務活動費のあり方の検討事項(令和4年度)」について、協議いたします。

お手元の資料をご覧ください。

検討事項の大項目は、「収支報告書並びに会計帳簿の写し及び支出に係る証拠書類等の写しの神奈川県議会ホームページ上での公開に向けた対応」でございます。

各検討事項の「方向性」について、各会派のお考えをご発言願いたいと考えております。

それでは、まず、「1 領収書その他の証拠書類の事前確認」の「(1) 証拠書類等の提示時期」及び「(2) 事前確認の主な内容」ですが、このことについて、各会派のご意見等はいかがでしょうか。

(新堀委員)

前回の連絡会で事前確認の試行は順調に進行しているとの報告があったところであります。

正式実施にあたっては、試行のとおりとする方向がよいのではないかと考えます。

政務活動費の適正かつ円滑な運用に資するため、この事前確認という仕組みはしっかり進めていくべきだと考えます。

(栄居委員)

正式実施にあたっては、試行のとおりとするのがよいという考えます。

(谷口委員)

試行が順調に進んでいるということですので、試行のとおり進めていただければと思います。

(君嶋委員)

試行のとおりで結構です。

(京島委員)

順調に実施しているとのことですので、試行のとおりとするのが望ましいと考えます。

(田中(徳)座長)

お聞きのとおりであります。

次に、「1 領収書その他の証拠書類の事前確認」の「(3) 実施の根拠」ですが、このことについて、各党派のご意見等はいかがでしょうか。

(新堀委員)

他都道府県の状況を見まして、指針や手引を根拠にしている議会が多いため、本県議会でも、指針に位置付けて根拠にするのがよいのではないかと考えます。

(栄居委員)

同様の理由で、本県議会でも「政務活動費の指針」に位置付けて根拠にするのがよいと考えます。

(谷口委員)

同じ理由で、根拠としては「政務活動費の指針」ということでよいと考えます。

(君嶋委員)

事前確認について、指針の中に明記したほうがよいと思います。

(京島委員)

「政務活動費の指針」に位置付けて根拠にするのがよろしいかと考えます。

(田中(徳)座長)

お聞きのとおりであります。

次に、「2 公開する書類のPDF化の手法等」ですが、このことについて、各党派のご意見等はいかがでしょうか。

(新堀委員)

誤って非公開情報が公開されてしまうことが無いよう必要な職員数を確保すること、そして、議会局職員のチェック体制を強化すべきであると考えます。

また、書類のPDF化など、新たな業務が発生する中で、職員に過度な負担がかからないよう業務量に見合った職員配置とすることが望ましいと考えます。

そのほか、事務用機器の整備など、必要な予算があれば、しっかり確保すべきだと考えます。

(栄居委員)

新たな業務が発生する中で、問題なく業務に対応できるよう、必要な職員数と必要な予算を確保する必要があると考えます。

(谷口委員)

PDF化に当たっては、スピードも要求されますし、正確性も要求されますので、必要な職員、必要な予算をしっかりと確保していただきたいと思います。

(君嶋委員)

公開に伴う業務量に見合うように、作業全般にわたって、必要な人員体制を確保すべきだと考えています。

(京島委員)

PDF化にあたっては、必要な職員数と必要な予算の確保を求めたいと思います。

(田中(徳)座長)

お聞きのとおりであります。

続いて、「3 ホームページ公開の実施時期等」の「(1) 実施時期」ですが、このことについて、各党派のご意見等はいかがでしょう。

(新堀委員)

先日、議会局からも「ホームページ公開に向けた政務活動費連絡会の取組み」の説明があったところですが、議会としても、ホームページ公開に向けて、一定の課題の整理をしてきたわけであります。

よって、改選後の令和5年5月交付分以降について、令和6年度にホームページ上での公開を実施するというのがよいと考えます。

また、本県議会は書類の枚数が、他議会と比べて非常に多く、PDF化の作業に時間を要するということが考えられますので、作業時間を考慮して、紙による閲覧開始日から、例えば、2か月以内であるとか、そうした一定の期間、時期をずらしてホームページに掲載するというようにした方がよいのではないかと考えます。

(栄居委員)

令和5年度交付分について、令和6年度にホームページ上での公開を実施するというのがよいと思います。

また、書類の枚数が多く、PDF化等の作業に時間を要するため、紙による閲覧開始日からは、ある程度の作業期間を取って、ホームページに掲載するのがよいと思います。

(谷口委員)

改選期というのが一つの区切りになりますので、令和5年度5月分以降について、令和6年度から公開するというのが望ましいと思います。

また、ホームページへの公開の時期ですが、これもスピードが求められるものの、正確性も期さなければいけないということもありますので、しっかりと期間を取ることが必要だと思います。

(君嶋委員)

実施時期については、できるだけ早く実施すべきだと考えます。

その点では、令和5年度からでもホームページ公開を実施したほうがよいと思います。

また、書面の閲覧と同時にできる限り早く、証拠書類も掲載するようにした方がよいと思います。

(京島委員)

このホームページ公開に向けて当連絡会でも様々な協議をしてきたわけであります。

令和5年度交付分について、令和6年度に公開を実施するということによろしいかと思えます。

また、先ほどもPDF化の手法などで意見をさせていただきましたが、現実的にかなり作業時間を要するわけですから、作業期間をしっかりと取って、ホームページに掲載することを求めます。

(田中(徳)座長)

お聞きのとおりであります。

最後に、「3 ホームページ公開の実施時期等」の「(2) 実施の根拠」ですが、このことについて、各党派のご意見等はいかがでしょう。

(新堀委員)

ホームページ公開の実施にあたっては、現行の条例施行規程の第8条の規定を根拠として、掲載時期などの運用の部分については、指針に記載するのがよいのではないかと考え

ます。

(栄居委員)

条例施行規程第8条の規定をホームページ公開の根拠にするのがよいと思います。

(谷口委員)

現行の条例施行規程第8条、これを根拠にするのがよいと思います。

(君嶋委員)

条例施行規程第8条に規定されている「その他政務活動費に関する情報」については、証拠書類等も含めるという解釈が妥当ではないかと思しますので、それも含めて、指針に明記するというご希望したいと思います。

(京島委員)

同様に条例施行規程第8条の規定をホームページ公開の根拠にするのがよろしいかと思ひます。

(田中(徳)座長)

お聞きのとおりであります。

ただ今、各会派のお考えを伺ったところです。

各検討事項について、次回連絡会で、本日、各会派からいただいたご意見を踏まえ、当連絡会としての方向性の座長案をお示ししたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上でございますが、この際、何かありますでしょうか。

(なし)

特にないようですので、以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回の政務活動費連絡会は、11月25日金曜日、議案説明会終了後に開催いたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、開催通知につきましては、ただ今ご出席の皆様には、省略させていただきたいと思ひますので、ご了承願ひます。

それでは、政務活動費連絡会を終了いたします。

ありがとうございました。